第１６号議案

区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成１８年２月２２日

提出者　足立区長　　鈴　木　恒　年

区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例（昭和２６年足立区条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条に見出しとして「（趣旨）」を付する。

第２条に見出しとして「（旅費）」を付し、同条第２項中「７級」を「６級」に改める。

第３条に見出しとして「（実費弁償）」を付する。

第４条に見出しとして「（委任）」を付する。

付　則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（提案理由）

職員の給与制度の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。